

介護保険制度改正の見込み等について

1. 制度改正が予定されているもの

概要は以下のとおりであるが、詳細は追って通知がある見込み。

- (1) 施設における食費居住費の助成（特定入所者介護サービス費）の見直し
助成を受けていない施設入所者や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、所得段階や預貯金等の基準の細分化を行う予定。
- (2) 高額介護サービス費の見直し
医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、自己負担限度額の収入要件の区分の細分化を行う予定。

2. 引き続き検討とされているもの

社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」などにおいて提案されている。

- (1) 住所地特例の見直し
認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすることを検討。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の拡大や単価の弾力化
 - ① 総合事業の対象者を介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、本人の要望を踏まえて弾力化を行うことを検討。
 - ② 国がサービス価格の上限を定める仕組みについて、市町村が創意工夫を発揮できるよう弾力化を行うことを検討。
- (3) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）にかかる届出情報の都道府県と市区町村との共有
都道府県が有する有料老人ホームとサ高住の届出に関する情報を、市区町村に通知することを検討（第8期介護保険事業計画は、有料老人ホームとサ高住の整備状況も踏まえて作成）。

3. 制度改正が見送られたもの

第8期介護保険事業計画の策定に向けては改正が見送られたが、第9期計画以降に向けて、引き続き協議されることが想定される。

- (1) 居宅のケアマネジメントの自己負担の徴収
- (2) 利用者の自己負担割合の引き上げ
- (3) 要介護1・2の訪問介護・通所介護の総合事業化